

自由連合

Libera Federacio

№ 34

11・12月

合併号

12月20日

阪路市龜山354

自由連合社

振替：大阪1264

定価 50円

④ 遂に値上げ。住所も近目中に変更。そして。⑤ 面白いブルースを口ずかすみ吉別れた人のため熱い熱の病気に病んでいる。でも本当は「逃避」が先に立っているつうこと。

「ふたたびの出發のために」

自由連合社とは何か

へきくき君はくの組織論

この小論は、きわめて自連社のへ社内報の意義と事項に關してゐる。にもかかわらず、固有名詞として出てくるへ自連社とかへ社員という言葉を、具體的例示として読んでもらうとき、取扱っているのはぼくらが二年余にわたって実践しようとしたものの組織と運動の論証であることも明らかだろう。

讀者としての立場の方には迷惑かもしれないが、言及しない余白の部分も想像的によみとってもらふことによって、いわば自由連合組織の具体化論の意味をもつだろう。

へきくき君はく A

①「自由連合社は、真なる自由連合をその紙面に具体化するために自由連合の紙を刊行する機関である」(へ自連創刊号号外)。それをぼくらがことさらにへ経営という名でよんできたのは、今までどまっとく異なつた組織として、既成概念的組織観の侵入をきびしく排除するためであつた。

②自連社の組織は、経営という機械にわたいてへ編集者と讀者の立場がいつでも逆転しうる可変的關係——つまりぼくらのいうへ社員——によって成立していることであり、すくなくともどうあろうと目指してきた。

③またそれは、自連の編集・発行・経営の事務的、技術的作業の進め方、とらえ方という、きわめて日常次元の微視的まには不可視のなかにある社員の間行動に、大きな意味と共通の視野をもつ、ということであつた。

つまり自連社は、ぼくらの目指す新しい運動・新しい組織づくりの小さな試行モデルとして存在するものであつた。

へきくき君はく B

④今の自連が出發してから、まもなく三年になろうとしている。

その間、発行部数は千部から二百部に倍増し、固定讀者名簿は千六百(約六倍強)に増大した。そして今も尚、増加の傾向にある。

⑤一方この量的な紙数の拡大とともに、では自連社づくりはどうなつたか、と問うならば、殆ど当初の状態にとどまつてゐるといわざるをえない。ぼくらが目指していた、せめて百人の自連社員の輩出・各地自連社へ名称はどうあれの自立的出現という以上は、自らの自連社の停滞という事実、組織の失敗を語るものでしかない。

へきくき君はく C

⑥つまり自連社は、讀者の単純な拡大によってそのことに眼をうつばわけて、かえつてその内奥の凝縮を忘れることとなつた。ひたすら紙面つくりと發行に追われて、そこらにありきたりのアナキスティックなトリル・ペーパー製造屋の道を、いまや歩み出しているというべきであらう。

⑦「社員自己喚起的作業の質量的深化拡大によって流動的に変化しつつ、自己形成的に自らの姿勢と内容を、より確かにつくつていく」(へ創刊号号外)ことを忘れて、新聞つくりの技術のみに手なればじめてきた自連社(数人の社員)が、このまま情性的に自連を出しつづけることに果してどんな意味があるか

⑧極言すれば自連社の肥大にともなう、自連社組織理念とその具体化の方向の失失・あるいは消極化という跋行的な現象を前にして、本来ぼくらが新肉を發行しようとしたところのものは何であつたか——を考へるとき、発行部数二千部という量はまさに虚数であることを、千六百の直

接購讀者と共に氣付かねばならない。

へきくき君はく D

⑨いま、自連紙数の拡大が質量的なものではなく、単に拡散化でしかなかったという経験をかみしめるとき、自連と自連社に与えられた問題解決のいとぐちは、「その拡散をどのようにして凝縮に向かわせるか」である。つまり、自連をつくること、よむことを媒介として、全国に存在するへ社員とどのように連合する、という自連社づくりが最大の目標となる。

⑩このような観点から、ぼくら四人小川信・大山修作・小池野見・黒川遙は、いまここに改めて、まず自ら名乗りで、ぼくらはそれぞれの立場で、そのとき自連社員であり、さらに一人のへ編集社員たらんとするものであることを宣言する。

そしてなうまでもなく「編集社員」とは月一回、自連發行の絶対的責任を負わされているが、一切の権利はないしそして「いつも全社員に關している」ことを要求されるもの、ことである。

⑪ぼくら四人は、いまこのときへ編集社員であることの一人一人の自覚と責任のもとに、自連讀者千六百に対してではなく、ひとりの讀者としての君にむかつて、きみはどのときへ社員たらんとするか否かを問ふことからすべての問題を出發したい。

へきくき君はく E

⑫だが、ぼくらがしばしば語ってきたところのへ自連社員とは一体なになのか。いまなわあまいで不明確なこのへ社員像をききらかにすることから、はじめねばならぬだろう。

君はいままで自連社から送る領収証その他に書きこまれたものによつて、次のことは知っているだろう。

そのとき、きみは社員である。

(1)自連をよみ、他へひろげる意をもつとき、きみは自連社員である。

(2)自己周辺の情報・ミニコミ等資料を自連社へ送るとき、きみは社

員である。
③資本・労力その他で自連発行に加わるとき、きみは社員である。

④自己の自覚において社員としての仕事を忘れているとき、または放棄してしまつたとき、きみは社員でなくなる。

⑤—略—

⑬これをそのまま君にあてはめるとき、自連をうけとり、封を切つて読む行為それだけで、そのとき君は、社員そのものでなかつたか、だがまだ。それだけなら、本屋で本を買つてよむこと何ら変わりはない。読者をあえて社員とよびあはれはない！

自連が、そのような読者を、そのとき社員である、とわざわざ名をかえて呼ぼうとするのは、そのとき読者である君に対して、自連を媒体としてへ自連社をつきつけることによつて、自連社員総体が、君にへ対峙の姿勢をとつてゐるということなのだ。

読者の時間へ入連

⑭もちろんへそのときとは、一しゅんであり、持続ではない。しかしその一しゅんにおいて、君は単なる読み手、受け手としてではなく、自連そのものの作り手、書き手、送り手ならへ自連社を意識し、その対峙としての読み手受け手としての自己を自覚するとき、まさに、そのとききみは社員なのである。

⑮いな、それだけでは社員として充分ではない。もっと緊密な連絡、キマツチボールのような相互の全的コミュニケーション、せめて自ら原稿をかくとき責任負荷があつてこそ社員ではないか、という君の反問がきこえてくる。

そうではない。ほくらの求めぬがうところの自由連合は、その全的で密着したもの組織要件であるという観念を徹底的に排除するところから生れる。部分的・時間的・限定的な、そのときそのときに生起しては消えさらに生起するへ関係の相互の役割によるときの連合の自覚である。

そして、その自覚の行為の能動性によつて、それは不可視の社員としてあらわれる。

連の媒体として

⑯一般に、組織に属するということは、へつねにその成員であるといふ意識があつてこそ、組織員にいうところのことである。また、加入に際してのへ或る種の決意が、その組織と自分との結合を保証するといふ考えがある。

だが自連社が、三年近い経営のなかで、百人といわず五〇人すらもの社員を創りえなかつた失敗は、まづ何よりもそのような既成の組織観をへ非連合の思想としてほくらの内部から追放しえなかつたということころにあるだろう。

へそのとききみは社員であるといふとき、きみにおける社員の奥義的内容と意味、自連社ときみとの関係が、まったく従来の組織と異にした頃のものであることが、あいまいにしか気付かれなかつたことにあつた。

⑰自連社員の意味は、オ一に、たとへば読むという個別的へ行為が先行することからはじまる。

オ二に、読む行為のへ個別性へ主観性へは、へそのとききみをつきつけられたとき、また、他の読者・社員とのへ共同性へでもあるだろう。オ三に、しかしそれは、へそのとききみに凝縮したへ行為のへ瞬間的部分性・限定性へがへ分散したまままでの一個別的存続である。その個別的存続が、自連社をへ客体としてではなくへ連合の媒体として明確に意識したとき自連社員は存続する。

オ四に、へ行為の持続、あるいは総合は運動である。運動とは、いつまでもなく、移動と転換であるといふときのへ社員への行為のくいかえしのなかにあるへ持続へへ総合のへ総連合として、そのとき自連社は存続する。

オ五に、自連社員と自連社の関係は、既成組織のような、団体と所属員、中央と地方、全体と個の概念をはみ出したものである。もとより上下関係や、同類としての枠組みによる規制や、集約はありえない。

自連社とは、社員の行動のへ同性が生みだしたへ状況へにおける、へ相対的役割としてのへ機能へあるいはへ働きであり、社員の自覚がつくり出しているへ個別的関係へみえない対象である。

以上を換言するならば—自連紙

をへ媒体とするとき、きみは何ら参加を決意することなく、へ限定されたそのときへ社員となる。だがそれは、へそのときへ以外のときもいつねにへ社員であることを意味しない。もちろんいつねに社員たることを求められてゐるのではない。

それと同様に、きみにとつて自連社もまた、きみが社員であるそのときのみ存続し、そのとき以外には、きみに対して存在するものではないことを意味してゐる。

⑱だが、既成の組織観からみると、このようなへ社員へには明白な同意の合意と確認がなく、さらにそれゆへ社員としての客観的な資格の証明、あるいは保証がなく、従つて一切の通達・勧告・命令・強要・その内実であるところの自連社の意義付け、運動方針・方向性について一向明らかでない、ということがある。

この三年近くのあいだで、社員が数名しか出てゐなかつたといふことは実にこのようにタヨリないものなるやうかしく、社員でありながら社員であつたときを肯定せず、常に全的にかつ強力な集中意志をもたぬがゆへに自をさうでないとした読者と、自連社のあり方に根拠があつたといふことだろう。

⑲しかもへ自連社へが、他のセクトと同じく、外部から一つの集団とみられ、セクトと同じような組織そのもののごとくしばしば誤解されてきたのは、新しい運動組織としてのへ状況としての連合へがそこに存在し、機能として働いてゐる事実を、誤解しつつも彼らは見てゐるということだろう。

とすればそれは、読者においてすらタヨリないといわれる、自連社員自連社の組織が、現実には運動組織たりてゐるという逆説反証にもなる。

⑳さらに重要なことは—そのような自由連合組織の—そのとき社員であるといふことは、つねに全的に組織員でなければならぬ既成組織的規律拘束から、きみが脱出することであり、解放されてゐることである。

—と共に、くりかえされるへそのとききみは、きみの意志をそのたびに社員として、新しく確めることであ

へ6頁中段に77

保母とくも母として 中国人として！

大阪市差別行政を糾弾する

——在日中国人保育労働者である
私を職場から追放するのは民族差
別である、生活権、労働権の侵害
である。——

大阪市は在日中国人労働者林翠
珍さんこと徐翠珍さんに対して、
職場追放—生活権の剝奪という愚
妄にで、自らの差別性を暴露した。
林さんの勤務していた社会福祉
法人大阪キリスト教社会館めぐみ
保育園は大阪の西成区にある。そ
のめぐみ保育園が七月一日付で管
理権が大阪市民生局に委譲され、
大阪市立長橋オ三保育園と名を変
えることになった。そして公立へ
の移行に伴い、従来のめぐみ保
育園の日本人保育労働者はそれぞれ
の希望—自由意志によって長橋オ
三保育園に勤務することになった。
林さんも共に働いていた他の労働
者と同様に、長橋オ三保育園にあ
って引き続き保育にあたりたい旨
大阪キリスト教社会館職員組合を
通じて意思表示していた。

六月一日、林さんは園児と別れ
産休に入ったところ、その後まも
なく市民生局は残留希望者に仮採
用申し込み書を配布した。ところが、
林さんの身分保障に關しては
六月中はもとより、七月以降もな
しのついでで一回の連絡も一片の
通知もよこしてはこなかったのだ。

中国人には法律が

九月一日産休明けし、オ三長橋
保育園に出勤した林さんは玉成所
長の発言によって初めて自分が解
雇されたことを知った。そしてそ
の夕方林さんは大阪市は私の職
場を返せ—中国人として、保母と
して母として山のビラを保育園に
配布した。

この時である。卑劣な言葉を市
職員である長橋オ三保育園長林こ
んに浴びせたのは。

「市条例があり、林がオ三保育
所で引き続き保育できないのは当
然だ。不服があれば朝鮮人や中国
人は国に帰ればいい。
朝鮮人や中国人が日本に居るの
は、勝手に日本に来て働いている

のだ」

九月二日、市
民生局保育課長
川係長により「
免職処分」が林
さんに言い渡さ
れた。

(一)市条例により日本国籍を有しない
者は雇用できない

(二)大阪市には身分保障の責任はない。
このような屈直り的発言の裏にあ
るのは民族排外主義以外の何物でも
ない。ちなみに地方公務員の外国人
採用は、次の判例に見られるように、
任用者つまり大阪市の判断に任せら
れているのである。

※判例

。尚、一般に県職員に外国人を採用
することの適否。

。答、制限はない。一般に外国人を
任用することの可否については、
任命権者において判断すべきもの
と考えられる。

（地方自治関係判例集）

めぐみ保育園は大阪市立長橋オ三
保育園と名を変えて大阪キリスト教
社会館より大阪市に継承されたもの
にすぎない。つまり他に身分保全が
なされぬが、林さんは法的にも
実質的にも市の職員に移行したもの
でなければならぬはずだ。

そして仮採用申し込み書の交付
すらしなかったこと、市の職員採用
試験の機会すら与えなかったことは、
林さんに対する露骨な不利益処分で
あり、「国籍信条」：差別的取扱
いをしてはならないとする労働基準
法にも反するものであるといえよう。
更には、林さんは産休明けの翌々
日に解雇されていることに気が付か
ねばならない。つまり、労働基準法
十九条に規定する

「産前産後の女子が六十五条の
規定する期間及びその後三十日間は
解雇してはならない」
を全く無視したものののである。

二つの資格のために

このような、どの根拠から取り上
げても不当としか言いようのない林
さんへの処分に対して、共に働いて
いた日本人労働者は何を為し得たの
だろうか。

林さんは、めぐみ保育園に採用さ
れた時、園長益谷氏によって名義変
更を追われている。徐翠珍が呼びに

くいということを理由に世帯主名の
林（リン）を「はやし」と名乗らせ
ようとしたのである。

全く民族性を無視し、そのことが
無意識のうち日本人への同化を指
していたとすれば恐ろしいことと言え
よう。それこそファシズムであろう。

何らかの職員組合会議の中で日本
人労働者の民族差別に対する認識
の御相手さが暴露されていった。一
私には関係ないという言葉を残し
て組合を脱退する者が続出した。

この段階で数名の日本人労働者と
林さんは更に適切な方法を探さ
ねばならなくなった。地域へのビラ
入れ署名活動。「支援する会」林
さんを職場に戻す母親の会」が続い
て発足した。以後対行政抗争を中心
として広範な地域抗争の型で進んで
行くだろう。そのことの意味を説明
するには林さんの次の言葉で充分だ
ろう。

「差別しない、差別にまけない子
供を育てて行ける保母であり、母親
でありたいとねがっている中国人の
私が、大阪市の「中国人は採用しな
い」という民族的な差別に対して叫
びたい時、保母としての資格も、私
の子供に中国人であること名をらせる
母親としての資格も失ってしまっ
てしまう」

（大阪市の民族差別行政糾弾より、
このパンフは自連社で取り扱っていま
す。カンパ50円）

紙代値上げ30円→50円

自連社の会計は紙代の30円から十
代20円を差し引いた残り10円をやら
ねばなりません。現在紙代滞納者は
少なく、それでいて会計は左表の通
り赤字です。つまり紙代滞り10円
ではやっていけないのです。やむを
得ず社員会で50円への値上げを決
めましたので御了承のほど。

左表では驚くべき赤字になってい
ますが、パンフ売り上げ等がかろう
いて切り抜けているのが実情です。
文責小池

自由連合会計

		xは赤字	
		9月(～20)	10月(～20)
入金	粗くり	59513	66283
	紙代	26165	35070
	本屋売り	0	170
	その他	4900	1700
小計		31065	35910
出金	発送	22115	21270
	印刷	17900	0
	品代	3720	3340
	部屋代	4000	4000
	その他	100	0
小計		37835	28610
収支		-6770	+6460

風の来事

投稿かんげい (旧・自由発言)

過疎——集落再編

「小国方式」「山形方式」と言われる集落再編が、全国の過疎対策のモデルケースとして注目されている。この方式は、現在する部族を撤廃集落に集め、道路整備・無医地区解消・工場誘致・通勤農業促進等を目指している。つまりこれは「全国総合開発計画」の「拠点開発方式」の地方自治体版なのである。だからこそ「役場の奴らヤク」になって俺達をおろそうとしている」(小国町大石沢地区の人の話)

この方式は、まず過疎部に適用された。しかし町内に残ったのは一五戸だけで、あとの二一戸は町外流出してしまった。農民は農業に見切りをつけ始めており、どうせ部族を捨てるなら、いっそ町を出てしまおうということだろう。

国家は、「自治体」を広域管理体制として再編し、同時に農民を棄民しようとしている。このような状況の中で「過疎」を解決するには、言うことすら苦しいが、住民が「村」を改革しつつ居残るということしかない。

(「日」は火山山より、山形市東山町の「山形大学農学社会学部」)

ある共同体批判

「共同体ブーム」と言われて久しいが、「共同体」或いは「コミューン」の概念は未だ曖昧であり混乱している。ところが、その混乱したイメージは、実はある一つのことを無意識のうちに前提にしている。それは言わば「共同体」山間僻地での農業協同体という考え方である。

よくにのっての「共同体」は、そうしたものと異なり、何よりもまず「生活日常」の問題である。「生活身辺」から離れた所で「協同体」をつくる指向性はよくにはない。よくの問題は、いま自分の居るその「場」をどのようにして「その時・共同体」にしていくのか、である。

日常生活(生活実・生産実)で、日常的に(いつも、くり返し)、自分がたどる一人でも「何」を、どのように「ミ」やるのか。この問題をめきにした「共同体」は、漠然とした「あこがれ」や「ユートピア」信仰を出ることはできない。

よくの「共同体」は、自分の「闘争」の「生活不在」で「日常性」を「思い知らされ、」共産主義共同労働団を言う遠田パルチに魅せられることから始まる。「共同体」を「日常」のものとするのはそのせいだろうか。いや、それは、本来「日常」なものなのだ。にもかかわらず「非日常」的な(そして「政治」的な)発想が、「共同体志向」者の殆んどすべてに見られる。

「逃避」に「闘いの放棄」だという批判に込めるためにも、「協同体」での「日常革命性」を獲得することと、「生活身辺」を「見えない共同」に組みかえることを、相呼応して行なわなければならない。

それに取組んだ時はじめて、「共同体運動」は「運動」と呼ぶに値するものとなる。その第一歩は、自分の身辺の些少なことを変えることであることは言うまでもない。

(杉原 哲生)

所有し、拒絶する

「伝習館現地の闘争」の報告と討論の中心となったのは、柳川の塾の先生であり救援会の中心にいる武田さんの「大衆を所有し拒絶する」ということばだった。「土着を所有し拒絶する」ともいわれている。

彼は「土着」のおそろしさ、はかなさを感じるとともに愛着をもつという。その所有の一つの実践は、町の一軒屋で出会う人たちと酒をくみかわし語りあうことらしい。そこでは「自分を出し、相手を理解する」と対話が成り立つのである。「所有する」というのは、事実上密着し知るとともに、自分が変えられ、しかもその事実に関わりつづけることではないだろうか。それは「拒絶する」、相違点を明らかにし、なれあいを排することによって、埋没を免れる。

上昇過程にのって浅く闘った者ほど今は頹落している。そういう事実をふまえて「所有し、拒絶する」とが語られていることに意味がある。そのような闘いの姿勢を基盤において構想されつつある柳下村塾につ

いて、一つ重要に思われたことは、それが場所的・時間的に公教育の外に出ながら、公教育の外にユートピア的に存在するのではなく、その中に浸透し、それをも含んで生きるものとなることを志向していることである。現実には公教育が存在し、その害悪をうけている多くの青年たちがいる以上、私たちのシンポジウムもその「教育」と関わりなしでいるわけにはゆかない。柳下村塾流に言えば、シンポジウムに参加する学生・生徒・教員が、それぞれに関わる公教育にどのように「きりこみ」、その経験をどのようにシンポジウムに還元するかという課題があるということになるだろう。

(「夜」学通信より、西村 秀夫)

拒否

私は今日行なわれる南多摩建設事務所庶務課の職場懇談会への出席を拒否します。

職場懇談会は仕事の一部であって、当然時間内に行なわれるべきものとす。昼休みなどに勤務を命令するに、それなりの必要性緊急性が明らかにされ、相応の補償(超勤手当など)がなされるべきです。八時間を拘束されている労働者にとって、昼休みは単に食事だけでなく、買物・スポーツ・文化活動等になくてはならないものです。

事前に職員の意志を聞いたとはいえず、「昼休みか、五時過ぎか」という、時間外ということとを前提としての質問でありませんでした。その際「時間外にやるのは好きくない」と答えたのは私だけではありませんでした。にもかかわらず、あえて昼休みに、しかも会費をとって行なうことは納得できません。

職場懇談会については、そもそもそれ自体について異論異見があり、私も納得できない面があります。しかし今回は、論議するまでもなく違法なものであり、労働者の権利侵害に対する闘いとして、あえて出席を拒否します。

私も色々悩んで「出席しても」という気持ちもありましたが、食費として百円とるなど弁当も食えないのかと思うと、ここまではっきり拒否の決意を固めたわけです。ただちに職場懇談会を中止するよう要望します。

また、組合も真剣にこの問題に取りくんできたにたい。(坂井龍彦)

富通 就労斗争

高信頼性運動

「1に先脳、2に盲従、3、4で縛られ、5で追われ」というのは、悪名高きヨマル生運動を指したものである。国鉄再建の名のもとに、徹底した思想教育と配転・解雇・昇格試験不合格等による組合の切り崩し、争議権剥奪などが行なわれている。民間企業においては、相当以前から、これと全く同じことが、高税率・高賃金という名目で進められている。又D・QC・高信頼性運動というのがそれである。

富士通では、毎朝「社歌」を流して愛社精神をかきたて、「断食道場」や「武士道」を持ち出す一方、「長髪禁止令」「強制着帽命令」「残業規制」などの強権支配的攻撃を日常的に加えている。彼らは「今や一貫した思想をもって完全社員教育を実施すべき時である」と公言してはばからない。

理由なき解雇

昨年九月三日、富士通川崎工場の労働者である佐藤さんと山本さんは、突然、解雇通知を受け取った。「配転を拒否したので解雇する」という。

しかし、「就業規則」「労働協約」のどこをみても、配転拒否が解雇理由となるような条文はない。「懲戒解雇ではなく通常解雇だ」というからなおさらである。公判においても、解雇理由を質した裁判官に対し、答えることのできない会社側は、「原告が先に解雇無効の理由を述べるべきだ」と居直っている。これでは、切られに首に、お前なんぞ切られた？と、切った張本人が聞いていようなものである。

このことから明らかのように、この解雇は、組合活動家・反戦派パージである。その日から二人の就労・カンパ・ビラ活動が始められた。現在、裁判闘争も並行して進められている。

共に闘うこと

この闘争の意味は、の労働者として働く権利、人間として生きる

権利のギリギリの在ろうとするあなた。闘い。の東南アジアの経済侵略にみられるように、既に臨戦体制に入った日本経済に雇われる労働者のレジスタンスである。

佐藤さんと山本さんの闘いは、彼らだけの闘いではなく、そこに見られる問題も、富士通のみに特有なものでもない。それ故に、この闘争を自らの闘いとして主体的に受け止め、支援することから「共に闘う」ことに深化し発展させねばならない。お互いが各自のおかれていた立場を確認し合い、励まし合うという形で共に闘うこと。それが、この川崎という地域の特長性の中で、地域的な闘いのつながりを追求するために要求されている。

西川 光治 矢野 川崎市青木町四丁目三番六号 川崎平和連合会

平和台その後

偽装閉鎖粉砕

最後の闘い

27号、27号で紹介した、白衣の監獄、解放を目指す平和台病院の闘いは、スト突入後五〇〇日にも及ぶ現在も続けられている。が、病院側は最後の手段——病院閉鎖、全員解雇——にうつたえてきている。

大包囲網との闘い

三月から五月にかけての連日の官憲導入——大量逮捕という暴力的弾圧にわれわれが闘いぬくとみるや、五月末から六月にかけては、さわめて政治的な大包囲網をもって、労組・共闘委の孤立化とその中での圧殺をはかってきた。すなわち、一方で組合活動を全面的に禁止し、他方、医師会、県警、長田署による患者・地域住民への宣伝と組織工作、一部住民による県商工労働常任委員会への陳情などである。そうした中で、県会知事の圧力を受けた地方労働委員会、の職権発動、策動が開始された。われわれは、この「病院—医師会—県経協—県当局—県警—地域ボス」という大包囲網を打ち破らねばならなかった。「支援団体代表者会議」を中心に、逆包囲と寸断を目指した。

そして、敵の最も弱い環であった地労委への攻撃を開始した。われわれは、密闘延への大量動員、日常的な事務局攻撃、県庁ビラまきなどあらゆる手段を用いて、組合活動禁止という不当労働行為に対する地労委の立場を明確にさせ、同時に職権発動の策動を阻止した。

デッチ上げ放火事件

六月上旬、病院側は地労委委員に対し私的に非公式斡旋を要請した。それは、あくまでこの争議責任を組合側におしつけた上で、要求項目のいくつかを妥協するというものであり、基本的に組合否認と圧殺をもくろんだものであった。

これに対し、われわれは「国交再開にあたっての五条件」を地労委を通じて提示した。それは

- ① 一挙解決の態度でのぞむ
- ② 双方、争議中行なった提訴・告訴をとりさげる
- ③ 労組法に基づき、労働組合の自主性、基本権を認める
- ④ 争議解決確認後は、双方この争議責任を問うことはしない
- ⑤ 国交中は、双方戦術拡大を行わない

というものであった。これは、まず争議が始まった段階にもどすことを意味しており、地労委も「さわめて常識的な線である」と認めざるをえなかった。

ところが、この返答を求められた病院側は、その期限であった七月三〇日未明の「火炎ビン」放火事件を理由に、「五条件—国交再開」を拒否してきた。だが、この「放火事件」こそ、病院側によるデッチ上げであるという疑いがきわめて強いのである。これに対し、われわれは「だちに地域二万枚ビラなど逆宣伝に全力をあげた」。

阿部一族が非を認めぬ限り

八月二七日、病院側は再び争議責任の一切を組合側におしつける内容の提案を行なってきた。われわれは「五条件」にまともに応えることが前提であることを伝えた。病院側は、これを予想「次頁へ」

していたごとく、ただちに「組合は病院破壊が目的か」という地域ビラを一斉に配布した。そして九月七日、いつも通り院内抗議行動を展開した。われわれは「診療妨害」をデッチ上げ、官憲導入、六名の仲間を逮捕した。

一方、地労委は、高度な政治判断にもとづく圧力によって、平和台から一刻も早く手を切ろうとしてきた。われわれは地労委への大量動員をもって糾弾闘争を貫徹した。板バサミとなった地労委は、一〇月上旬、六月以来中断していた団交を再開すべく非公式折衝を開始した。

病院側は明らかにひきのびしをしてきたが、一月二日、ようやく「五条件」を原則として認め、そして、一七、一八日に団交を再開することに双方了解していた。

この団交は話し合い解決の「最後の機会」としてあった。病院側が誠意をもってこれに応じない限り、もはや、いずれかの屈服まで闘いは続ける領域に入ることとわれわれは確認し、「阿部一族が自らの非をみとめぬ限り解決はありえぬ」というスローガンでそれを表現した。

病院閉鎖を全うする

一七日早朝。われわれは日常結集を強化し、門前集会に三十数名の結集をもちこたえていた。そこへ病院側の「病院閉鎖・全員解雇・療養退去」という通告書が郵送されてきたのである。この時を前後して、病院周りを私服警官・パトカー・機動隊装甲車がうろつき出した。

われわれは、「偽装閉鎖」の可能性を一応は提起しながら、それに対する事前の闘いを具体的に組織しえなかつた。今から思えば、九月以降偽装解散路線をとってきていた。われわれは、ついにそれに焦頭をあてることのできず、病院側に新たな攻撃のための退却を許した。われわれは前進し、敵は後退した。だが、敵の戦闘体系を打ち砕くことはできなかった。

闘争の局面は、勝利まであと何年かかるかはわからないとしても、最終段階に突入した。われわれは、何よりも病院側やマスコミの閉鎖を阻止し、法律レベルでの徹底的な追求を行ないつつも「閉鎖作業突

力阻止」を中心に、阿部一族への徹底的な攻撃を貫徹しなければならぬ。(組合ニュース「共同闘争ニュース」及びビラより)

警察に抗議に行く

ということ

11月初めに大学で内ゲバがあり、その関連捜査ということ、私宅が家宅捜索を受けた。朝七時にたたき起こされたこともあり、寝耳に水とはこの事だ。捜査令状という紙きれ一枚で、こんなにも簡単に個人の生活の中にズカズカと入り込める、こちらの側から言うとうり込まれてしまふ関係。警察とはどうしたものかという客観的認識とははずれたところ、私は今それにこたわり続けている。

事件とは無関係の人物の住居を、「傷害事件及び組織的関係」ということで捜査の対象としうる警察の行為を食い止める必要を感じる。法律は権力を握る人間のものであり、彼らのやり口をとにかく言っても始まらない、とする立場もあるが、私たちの抵抗は細かく続ける必要がある。抗議文を持って対面した警察官の対応から問題点を拾ってみると

。事件に直接関係がなくても、組織に關係ありそうな名称のグループ、……イデオと自称する個人の住居を捜索しうる。また、その出版物は公にされているビラでも押収の対象となる。思想と表現の自由を弾圧するこのような行為が安易に語られている。

。「捜査や逮捕に人権侵害はつきもの」という発言が、名目としての合法性すらはみ出した行為が行なわれていることを物語っている。

。「いまさら」という感じもあるにはある。だが、警察のこうした行為に慣れてしまつて鈍感になり、見過ごしてしまつてはいけぬ。それではファッショ化をくい止めることはできない。私は、まず少くとも、警察がいま以上の力をもつことに対して、敏感でありたいと思う。

(小堀 恵美子)

。このよりつづくる。まだ新しく確めることによって、関係がさらに希められ広がら高まることである。運動としての移動と転換が行なわれることである。

このようにして、既成組織のあちこりがちなへ同質・集中・自内化、他者への排斥・敵視・攻撃性をも超克することになるだろう。

さらに、へそのとき以外に、いこの君は、自連社に対する同じく、他の組織員であることによって、他種の、多様な多彩なエネルギーを自己のものとし、さらにそれ自体からそのものを、自連へと持ち込むこととなるだろう。(それはまた、自連社とその組織との状況の連合をくりだすものでもある。)

今後の自連

J

① ぼくら四人は編集社員と名乗り出るにあたって、編集に關し、具体的に次のように申し合せをし、かつその意志を明らかにする。

② 現在返送されてくるアンケートは、数にして平均七・八十通(約五%)しかその裏までびっしりとかきこまれたものが殆どである。このアンケートにこめられたエネルギーに殆ど対応できない現状を反省し、一義的にもっとも大切なものとして取扱う。どのように取扱うかの問題とアンケートのつくり方の問題もまた重要なぼくらの課題である。

③ アンケートにかぎらず通信その他の取扱いと事務は、四人の個人の責任と分担で最大限の努力をもって対応する。

④ 自連紙の発行部数は、向こう三ヶ月間の検討・読者との連絡の結果によって、拡大でなく縮小する方向をとる。当初発行の千部限定程度に凝縮する一方、各地自連へ名刺にこたわらないの発行への協力その他の拡大を考える。

⑤ ぼくらが編集社員として自ら名乗り出たように、きみがこの数ヶ月の状況のなかから、自らへ社員の名乗りでてくれることを期待する。そのようなきみに、ぼくら四人としてのぼくらの関係を、自連紙だけでなく、あらゆる媒体をもって追求する。そのことが自連を変えさせていくだろう。すなわち、自連をきみとの関係において現状から変えるという方向において、編集は意図的に今行われる。

一九七一年十一月三〇日

小川 信、大山修作
小池野史、黒川 遙

南発阻止のために
自連社にも取組まれます。

自衛隊阻止のために

むつ小川原開闢阻止在京省共闘
東京都保谷市ひばり丘団地の44 鎌田章

定価 一〇〇円

零細企業が何故「総合農政」等の政策に苦しみ続けられねばならぬのか。それは工業大國をめぐり、政府や独占資本家にとって、農民の疲弊と農業からの離脱が絶対に必要だからだ。

鹿島の現状を見よ。バラ色の構想に踊らされた十年前と、それが現実のものとなった現在のあまりにかけ離れた事実を。公害のない開闢は地域住民の抵抗を懐柔するためにの方便にすぎない。

私達はこの事をしっかりと願ひ、二度と鹿島の過ちを犯してはならない。「むつ小川原開闢」は、農漁民と住民の闘争によって必ず阻止できる。それは、農民が農場を、漁民が漁場を、住民が生活権利を守る闘いをいかにして進めるかにかかっている。

にんげん

清水市磯子丘3の5 井上豊子

既成概念を打ち壊すのは一見無定見に見える若者たちの行動だ、などとはよくの評論家だけで結構だ。無定見の「私にしろはいつまでもそこにとどまるわけにはいかない。エネルギーが単発であることは、本人の思想の息切れだ。

私の過去二年間をふりかえる中で、「私にしろ」という複数単位でも呼ぶことのできることで、私が痛切に思ったのは「継承すること」である。

島クワール通信

島市広町南橋路1区 兵役拒否の誓い

伝言板

僕には、何か新しい運動があれば深く見つめることなく飛びこんでしまふ気性があるのだから。僕はやり出してはじめてその事を考える。そして答えが得られない場合やめてしまふ。しかし今度は、兵役拒否の誓いの呼びかけをやめない。僕はこの軍港島より、あな

CM

自連翻訳双書 二〇〇円

ミニミニコンタニエール

東京都港区新橋5の17の2日金井

日本ミニコミセンター

ミニコミをなぜ集めるかは、単に整理保管するためではない。さらに積極的に、記録として残したいという願望が私たちににある。戦前も戦中も戦後も、ミニコミが多くの人に

権力者・支配者の側からの単眼的歴史の記述は、私たちは歴史として認めない。その基底には、生きることと生活することのぎりぎりのほごまに

伝言板

伝言板

大逆事件

森近運平傳

父上は

怒り給ひぬ

天野 かつ子 著

大逆事件が明治政府のフレイムアップだったことはいまさらいうまでもない。森近運平もそのでっかあけ

刑死者の一人である。そして森近の場合において、でっかあけの事実とはくに明らかである。

明年一月二四日、大逆事件死刑執行の日を期して出版される森近運平伝が、心ある研究者・活動家の手に

申込み・問合せは大阪府生野区林寺新町170

横井 晃 同 731-15946

伝言板

以下、自連社でも取扱います。

労働運動

大杉栄・伊藤野枝 追悼號

ギロチン社・ネビース社・黒旗社 共同出版 400円

大正13年、暴圧の時代に発せられたこの本を今ここに復刻する。日本

無政府主義者の運動の源流としてこの本は、現況に激しい楔を撃つろう。この本の執筆者は大杉栄の屍を踏みこえに戦友たち。この本は世に伝わらざりし日本社会運動の貴重な記録。大杉・野枝の人の思想を知

和田久太郎・岩佐作太郎・延島英一・水沼辰夫・加藤一夫・支那の同志・富岡誠・山鹿泰治・和田栄太郎

黒の手帖2号

東京都新宿区北山伏町33大沢黒の手帖社 200円

人間における道徳と労働(3)・大沢正道ノカテキズムへの復帰(2)・内村剛介ノ一盤散・玉川信明ノアナキ

月刊 スリ

特集・アメリカ・コミンテルン群像

ロモガン・ユートピア誌のルポを中心に、アメリカのさまざまな

コミニオンを大特集している。開かれた土地使用ノ不可能性の家

族コミニオンノ複合権への挑戦ノ合理的コミニオンノアメリカ・コミニ

オンへの政治的視察など。

(事務局所蔵東京都渋谷区代々木4の5の4会館橋

ハイッ10号 日本協同出版会) (150円)

天皇制破壊への活動

天皇訪欧などで天皇制が問題とされているが、本書は一昨年の所謂皇居発煙筒事件の訴訟記録である。こ

とに道谷雄高氏の陳述が注目される。

(日自連社・ス・タ、24号参照) 定価 三〇〇円

獄窓から

死刑囚の思ひ出

生活者であり、芥川を心揺すぶった俳人歌人であったアナキスト和

田久太郎の獄窓から(100円)。

ギロチン社のリーダー格、死の

欄檻の古田大次郎の一代記「死刑

囚の思ひ出(800円)。この二冊を

年内に限り、特価、ロット千円(一

200円)でお頒けします。



ある日

彼らは 文藝部にシカタンパン
に行つた
我々は 四大学全共斗連帯集會
に参加した
お解りかな?

司法の端女ねりの詰所を訪れて
俺の女にオメコをさせる、許さ
れた俺のオメコを何故させぬ
と シキソに行ったのは 大衆
で

運動場・キャンパスで コツコ
酒をいかし

まだあるぞと 学長室の酒蔵か
ら 何タースが忘れたが ビー
ル・コーラ・ウイスキーを 夜
な夜な持ち出して 午前中は酔
いつぶれていたのも 大衆だっ
たが

後の大衆は いつも 何かを
壊していたぜ しらふでね

滑稽なことは 前の大衆は 後
の大衆が盗んで飲み干した酒代
何万円だかをカンパして 学長
に弁済したことである

これには 後の大衆も 一人は
腹を抱えて笑い 一人は苦い顔
をして笑い 一人はしばらくし
て怒ったが

法外な要求をする者が大衆の中
に現れた時
それは法外なことだと諸君は思
うかね?

司法組織に 諸君が 法外な要
求をされた時
司法組織は法外な組織だと思っ
たら万々歳!!

諸君は あくまで孤りで
時々 団結して
前でも後でも 好きなようにや
ってくれ

負けるな瘦せかエル
俺もあ前も同期のサクラ
まま いっこんなかにむけて
まつわ ぐろぐろ

一諸に胸かきむしり
ヒイヒイ言つて 泣きましよう
俺もあ前もカンケイないが
あっぱっぱっ
高過ぎるビルに見飽きたと

火を放つて見るも
まま つまらんことではあるけど
いっしっしっ

まずわ ニヤニヤ 笑つて見給え
え?

そりゃああ金のある人は
ビルや電車を弁償して上げるのは
もちろん 充分 良心的で
ウッヒッヒッ

けつこおけだらけねこはいだらけ
あさるのあけつはまっくらけ
でも あなに

底なしの金持ちが 司法組織です
どうでしょう 司法組織さん
もっと高いビルを建てなさいよ
速い電車を走らせなさいよ
もっと暴力学生を弁護してごらん
なさいよ

気遣いを死刑にしてごらんなさい
よ
あたしや せいせい 治外法権
まよなかのフルースを 孤りで歌
えれば

それで いいのだ
ドシらないように ネット
下手っぴイ

まかち 綺麗な 三毛猫でも 殺
して見給え
三味線の 音のいとも 覚えて
みる

では ごきげんよう
あたっしやで
栄作の目を見ないようになしまし
う

同志などと甘い言葉の夢を見ない
ようにしましう

にとえば
満員電車が頭に来たら
まま その時はがまんして
後日 タリーン車が空っぽで走っ
てる

その時やればいい
高過ぎるビルに見飽きたら
直ぐに その時 直ぐに
そのビルの 地下室だろうが屋上
だろうが

何処でもいいから 灯油を搾せ
「しかし、火と雖も治外法権では
ない。L
成程ねえ
確かに 火は消えてらあ
あっぱっぱっ
笑はせるな!!

司法官クン
表え出る

一九七二・十一・七 夜作

空 焦 編

〇11月8日の麦社シンポに
出かけた。講演をききにと
いうより、人粉砕派に反抗の
するために。彼らの数を頼ん
での無責任な行動と「我々の
みか前衛」的な考え方を間違っ
ると判断したから。判断してお
いて傍観するのは許されないから。……
そしてそこで「地味で、日常的で、
実務的な作業の積み重ね」を説く人
が、混乱へと散えて言う「を傍観し
て恥じないのに出会った。「われわ
れの日常の生き方として、人間同士
のかかわり方として、集団の運営の
仕方として、新しい社会の姿をでき
るだけ現に実現させてゆく」という
考えにぼくは同意する。だが問題は
まさにそれなのだ。そのことと深く
関連するあることを考えようとい
つもりが、今日の「風の木亭」には
あるのですが……

〇33号下野論文を読みながら「パ
ルチガン五人組」共産主義共同労働
団」を想起した。まず小さなグル
プをつくり、それを単位とする生活
を営み(必ずしも同居ではない)、
その生活を闘争に、闘争を生活に組
みこむこと。そうしたものとしての
「ゲリラ」は、ぼくはゲリラの次の面
を浮かしていきたい——武力決戦に
よって終結しない、自らの設定す
る土俵に引き込んでの創造的攻撃、
強大な力に反抗しうる人民固有の方
法・原理——として。オシタリ(遙)

「どこか放浪しようと思ってるん
です」と見学者がやって来た。「
どうかいやって見給へ」と僕。「宛
名貼リやりませんかと」と石川。「い
やいいです」すぐ帰りますから!!
夜、下条氏の下宿訪問。原稿まだ
かと急ぐ。一諸に帰社。釜の正月
は大変らしい。僕はジッと彼の目
を見る。僕は煩悶する。僕は逃げ場所
がある。だがそれでも何か後ろ髪を
引かれる。

午前五時半。下条氏参千五百円の
仕事へ。明け方の冷風に震えていた
僕の全身に痙攣が走った。隣りの夢
の中の花原氏が悲鳴を上げたのだ。
起き上った僕はその理由を悟ったの
はすでに自覚していた山本氏であった。
(下条氏)